

会費改定の件

変更前会費

令和6年4月1日現在

資本金	会 費	
500万円未満	月額	500円
500万円以上1,000万円未満	月額	750円
1,000万円以上	月額	1,000円
※賛助会員	月額	500円
※同系法人	年額	1,000円
※同族法人	年額	資本金割の半額

※賛助会員 本会の事業を賛助するために入会した個人（個人事業主）、法人の事業所（支店・営業所（支店・営業所等）、または管外の法人。総会の議決権はありません。但し、会員として、法人会の事業に参加することができます。

※同系法人 代表者が同一、または代表者の配偶者、親、子が代表になっている法人。広報誌等は送付されません。

※同族法人（年額3,000円＝4社、年額4,500円＝3社、年額6,000円＝16社）

変更后会費

令和7年4月1日収納分より

資本金	会 費	
500万円未満	月額	600円
500万円以上1,000万円未満	月額	900円
1,000万円以上2,000万円未満	月額	1,200円
2,000万円以上（新設）	月額	1,500円
※賛助会員	月額	600円
※同系法人	年額	1,200円
※同族法人	-	廃止